

令和2年度

第35回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年5月12日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市役所14階会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第3条許可指令書の返納について
報告事項	農地法第4条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	和歌山市農地利用最適化推進委員候補者募集要領の一部改正について (前回保留分)

出席委員（16名）

2番	山本 宏一	11番	和田 好夫
3番	土橋 ひさ	12番	藤井 高
4番	有本 太一	14番	辻本 傑
5番	曾根 光彦	15番	吉川 松男
6番	坂東 紀好	16番	大河内 壽一
7番	吉中 雅三	17番	山本 茂樹
8番	湯川 徳弘	18番	谷河 績
10番	岩橋 章	19番	中村 弘

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	山本 哲也
班 長	中川 拓哉
事務主査	西森 和子
事務主査	中谷 雅昭
事務主任	殿元 輝之

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第35回農業委員会総会を開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い今回も総会時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第35回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る4月28日、山本宏一委員、山本茂樹委員、曾根委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。なお、宇治田委員、廣井委員から、都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたのでご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉川委員、大河内委員に申し上げます。

それでは、議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が3件ございました。

No. 1 ……については昭和55年頃より事務所、倉庫、駐車場として利用しています。……については昭和47年頃より簡易水道施設として利用しています。

No. 2 平成8年頃より山林化しています。

No. 3 昭和60年頃より山林化しています。

また、No. 1については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われまます。No. 2、No. 3については、非農地証明の交付条件（4）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われまます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆12番（藤井 高） 議案第2号のNo. 1について、報告しておきたいと思ひます。この案件だけでなくほかにもあると思ひます。また、20年経てば時効であると言うことで、長年にわたり届け出がないということに対して、今後、対処方法はないですか。

- ◆会長（谷河 績） 他に何かご意見はございませんか。
- ◆14番（辻本 傑） 質問とか意見とは違いますけど、農業委員会として反省とこれから対応を引き締めていかなければならないと思います。このような案件があれば届出なしで20年の時効を免れることが常態化してしまうと抑えが利かなくなるので、今回どうするか検討すべきである。なお、農業委員会としても厳正な対応が必要であると思います。
- ◆会長（谷河 績） 他にご意見ございませんか。藤井委員、辻本委員のご意見はわかりますが、証明願出であるのでこのような意見があることを議事録に載せるということでしょうか。
- ◆2番（山本宏一） 農業委員会として今までの指導歴があるか、また、都市計画課と連携して違法転用がないようにすることを要望します。
- ◆会長（谷河 績） 他にご意見ございませんか。
- ◆中川班長 番外、説明いたします。
非農地証明については、県のテキストにあるように20年以上前から農地でないということであれば証明することは可能であり、行政上のサービス行為として非農地であることを証明しています。違反転用等をしていることについては事実であるので、20年経過しないよう事務局として監視していくことが必要であると考えています。また、非農地証明については、20年以上前から明らかに非農地であるものについては、証明せざるを得ないと思っています。
- ◆16番（大河内壽一） 2条はサービス行為ですか。
- ◆中川班長 番外、説明いたします。
全国的には、非農地証明を実施していないところもありますが、県下においては非農地証明を実施しており、和歌山市農業委員会としても実施しています。市街化区域については、農地転用の届出を提出してもらい、非農地証明しないように変更しています。
- ◆会長（谷河 績） 他に何かご意見はございませんか。
- ◆山本副課長 番外、説明いたします。
今後、受理する場合は、指導を徹底するとともに関係部署と連携をして違反転用がないように業務を遂行していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
- ◆会長（谷河 績） 事務局の説明でよろしいですか。今後、事務局で受理する場合は、指導を徹底してください。
他に何かご意見はございませんか。
「異議なし、との声。」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。
- ◆殿元主任 番外、説明いたします。
本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。
No. 1からNo. 4については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 1と2は贈与で、No. 1については譲渡

人の持ち分である3分の1を譲受人へ贈与します。

No. 3は譲渡人の持ち分である2分の1を譲受人へ有償で移転します。また、No. 3は報告事項 農地法第4条届出返納 No. 1と関連、No. 4は農地法第18条による利用権の合意解約No. 1と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので併せてご覧ください。

No. 1 申請地は、岡崎地区・・・、東部サービスセンターから北・・・mに位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。申請地の近隣にて建築されている・・・にて勤務する職員が利用するための露天駐車場として転用するため申請するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので併せてご覧ください。

No. 1 申請地は、紀伊地区・・・、北サービスセンターから南東・・・mに位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。申請人は、自己が所有する農地への農業用通路として転用するため申請するものです。

No. 2 申請地は、安原地区・・・、東中学校から南東・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張にあたるため、不許可の例外に該当します。申請人は、・・・を行っており、すでに申請地を造成し、機械設備の保管用地として使用していたところ、農地転用を行っていないことが発覚したため、今回の申請では是正するものです。なお、今回の是正にあたって駐車していた車両、保管していた資材等を撤去する等、ある程度の原状回復を行っています。なお、賃貸借権設定です。

No. 3 申請地は、和佐地区・・・、高積中学校から南東・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人家族は申請地の北側で・・・しており、当該施設関係者の駐車スペースが不足しているため、露天駐車場として転用するため申請をするもので

す。

No. 4 申請地は、三田地区・・・、竈山神社から北西・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請地はほとんどが山林化しており、現在は耕作放棄地となっているところ、近隣に居住する申請人が取得し、桜などを植林して里山として管理するために、申請するものです。

No. 5 申請地は、岡崎地区・・・、竈山駅から北東・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、当該申請地が住宅型有料老人ホーム及びデイサービスを建設するために最適な土地であるため、転用の申請をするものです。なお、開発許可申請中です。

No. 6 申請地は、川永地区・・・、川永小学校から東・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を機に、自己の耕作地に近い申請地を農業者住宅として転用するため申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 7 申請地は、安原地区・・・、智辯和歌山高校から北東・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は申請地の西側にある・・・であり、市場規模の拡大により、従業員用の駐車場及び資材置き場としての新たな用地を探していたところ、露天駐車場兼資

材置場として転用するため申請するものです。

No. 8 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から北西・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で、当該申請地が、近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。

No. 9 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から北西・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で、当該申請地が、近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。

No. 10 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から北西・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で、当該申請地が、近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。

No. 11 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から北西・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で、当該申請地が、近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。

No. 12 申請地は、西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘から北西・・・mに位

置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・であり、和歌山市内で建設資材を保管・加工するための倉庫を確保するため、交通便が良く、市内各所へ運搬に適している当該申請地を倉庫用地として転用するため申請するものです。

なお、賃貸借権設定です。

また、No. 9、No. 10については、現地調査を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 9、No. 10について曾根委員報告をお願いします。

◆5番（曾根光彦） 議案第5号の整理番号No. 9、No. 10の案件について報告します。4月24日に私と農業委員会事務局とで現地調査を行い、申請地を確認しました。事情聴取については申請人側が参加しなかったため行っておりません。

現地を確認しましたところ、申請地及び周辺農地は全て耕作放棄地で、ほぼ山林化しており、将来的に耕作することは難しいと考えられます。そのため、今回転用することについて周囲の営農状況に影響はなく、追加で問題が生じることはないかと思われま

す。また、以前にこの周辺で太陽光発電施設の農地転用の申請がいくつかあったかと思いますが、全て順調に工事が完了されておりました。その際に付近の進入路関係もだいぶ整備されており、そこを使用することで、今回の転用計画についても問題なく実現できるかと思われま

す。現地調査にて確認できたのは以上になります。申請内容の詳細については事務局よ

り説明願います。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請内容の詳細について報告します。申請地は直川地区・・・で直川小学校の北側・・・m、線路より北側の農地群になります。転用目的は太陽光発電施設になります。申請者は整理番号No. 9が個人名、No. 10が・・・の申請となっております。どちらも施工については・・・が行います。当企業は・・・年・・・月・・・日に設立、資本金は・・・円で、現在は・・・を主としております。

転用の理由についてですが、申請地が長年耕作放棄によって荒廃しており、近隣の住宅群へも雑草等による悪影響を及ぼしていることから、譲渡人からの売却希望があったこと、また、当企業の太陽光発電の事業計画の区域内であること等から転用申請に至りました。

工事の計画ですが、まず樹木や雑草等の伐採を行い、土地の整地工事を行います。その後、太陽光パネル、パワコンを設置し、周囲にフェンスを設置するとのことです。

排水についてですが、まず汚水・雑排水は生じません。雨水は原則自然浸透で処理します。既存水路がある部分についてはそのまま残し、機能が既に損なわれているものについては出来る限りの復旧するとのことです。このことについて藤崎井土地改良区からの同意書が添付されております。

事業に関する経費は整理番号No. 9が・・・円、No. 10が・・・円となります。それを担保する書類として整理番号No. 9は・・・、No. 10は・・・が添付されております。

工事期間ですが、どちらも令和2年許可

日から令和2年12月末までであり年内完成を予定しております。

今回、当申請者は、農業委員会の事情聴取には参加しませんでした。和歌山県からの指導の下、申請書に関する質問への回答、添付資料の再提出や修正等には応じており、申請書の内容としては特に問題は見受けられませんでした。

報告は、先ほどの曽根委員の現地調査の内容と合わせて以上となりますが、農業委員の皆様方の慎重なご審議を宜しく願います。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が19件ございました。賃借権が4件、使用貸借権が15件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 9については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 10からNo. 14については、農地中間管理事業による新規の設定、No. 15からNo. 19については、実質的な農地中間管理事業での再設定となります。面積は、田が27,566㎡、畑が3,225㎡、合計面積が30,781㎡です。うち農地中間管理事業による設定が10件

あり、面積は田が16,503㎡です。

No. 1の地目が山林となっている土地については、以前総会で取り扱いを定めた「登記地目が山林で現況が農地であるものの取り扱い」に係る案件です。当該農地については周辺が全て山林化しており、将来、耕作が困難となった場合、山林にするという事情があるため、農地へ地目変更ができない特別な事由に該当します。

貸人、借人より、将来、貸し借りでトラブルにならないよう安全安心な利用権設定を行いたいとの理由で提出されたもので、当該土地の農地性について、利用権設定を行うことについて、適正であると思われるとの意見を第10地区の中筋推進委員さん、吉中農業委員さんからいただいております。

なお、No. 1については新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員より報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について山本委員報告をお願いします。

◆17番（山本茂樹） 議案第6号No. 1について説明します。

4月28日(火)山本宏一委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

内容は、新規就農者による利用権設定の申し出です。場所は、市内・・・の4筆の畑です。現地は、人里離れた山奥にあり道は狭いけど、軽四の車で現地まで行くことができます。周囲には、耕作放棄地が点在していましたが、申し出地はきれいに整備されたみかん畑でした。4筆の畑の合計面積は、3,225㎡です。地目は山林ですが、現況は畑ですので農地法が適用されこ

の申し出が必要となります。

畑の貸主は、市内・・・で借人も同じく市内・・・です。お互いに知り合いの間柄だそうです。

借人の・・・で以前は・・・でしたが、現在は・・・を営んでいるとのこと。新たに、このみかん畑を借りて将来の夢は、有料の農業体験及び収穫体験を実施したいとのこと。農機具は軽トラック・動力噴霧器・草刈機を持っていますが、足りない農機具は、地主が貸してくれるそうです。

農作業は、・・・と同じく・・・にも手伝ってもらい、地主の・・・には、みかん作りの指導をしてもらい将来の夢を叶えたいとのこと。

特に問題はないと思います。審議よろしくお願いします。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 和歌山市農地利用最適化推進委員候補者募集要領の一部改正について、前回保留分を提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

議案書に同封いたしました別紙をご覧ください。

本件は、前回の総会で上程し、保留となったものです。あらためて内容を説明させていただきます。

任期満了に伴う次期の和歌山市農地利用最適化推進委員候補者の募集について、募集内容や募集様式等、その要領をご審議い

ただくもので、改正の趣旨は、13区域の担当区域の変更等です。

提案としては、市街地が多く、農地面積が少ない第1地区から第3地区を統合し、3区域を2区域に割り直し、松江、木本、西脇、加太、湊、野崎、貴志をひとつの区域に、楠見、有功、直川をひとつの区域に、そして、第5地区の川永、山口をそれぞれ別の区域とするものです。

今回も、前回の総会でお示しした議論の参考となる資料を机上に配付しています。資料1をご覧ください。資料の左側が現行の地区割、右側が新たな地区割案で、それぞれ農地面積、経営面積が1,000㎡以上の農家戸数、利用権設定面積を表しています。今回、変更する内容について、赤字で示しています。表にあるとおり、現行の第1地区から第3地区はどの項目も、他の区域にくらべ低い数値となっており、第5地区はどの項目も、複数地区を受け持つどの区域よりも高い数値となっています。変更案では、地区割を見直すことで、それら数値の偏りの緩和が図れるものとなっており、特に川永、山口地区は、利用権設定も多いことから、区域を分けることで、さらなる農地利用の最適化の推進を図れるものと思われれます。以上です。

◆会長（谷河 績） 続いて岩橋委員報告をお願いします。

◆10番（岩橋 章） 去る4月10日、第34回農業委員会総会後に農政問題調査研究小委員会を開催しましたので、審議した結果について報告させていただきます。

和歌山市農地利用最適化推進委員候補者募集要領の一部改正について、内容としては農地利用最適化推進委員が担当する区域

の割り方について、現行のままがよいか、提案のとおりがよいか、その他の割り方がよいか、総会に引き続き審議いたしました。各委員からの主な意見は、

- ・農家戸数や農地面積をふまえ地区割を考えてくれたのであれば、提案のとおりでよい。

- ・どのような割り方であっても、どこかにしわよせがくる。

- ・多数の地区を受け持ちでやっていけないのであれば、どこもすすめていけない。

- ・人、農地プランは市全体で進めていくのは難しいので、モデル地区を定め、担当地区をこえて、農業委員と推進委員が協力してやっていけばよい。

- ・次回は、予算は厳しいと思うが人数をふやしてもらおうよう要望する。

というものでした。

議論を重ねたところ、最終的に、農政問題調査研究小委員会委員全員の意見として、提案のとおりでよいとの結論にいたりました。報告は以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号を可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

それでは、ご質問がないようでございますので第35回総会を閉会いたします。

13時42分 閉会